

日頃からの備え、早めの避難で 土砂災害から身を守ろう

6月は「土砂災害防止月間」です。特に、山間部の多い青梅市では、土砂災害への警戒が重要です。これから雨が多い季節となり、

「自分の身は自分で守る(自助)」、「自分たちの地域は自分たちで守る(共助)」の意識を持ち、日頃から備えを万全にしておくとともに、いざという時には、気象情報や避難情報などを確認して早めの避難を心がけましょう。

土砂災害から身を守るポイントには、次のとおりです。詳細は、市民防災ハンドブックをご確認ください。

ハザードマップで自宅がどこにあるかを確認。ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれのある区域をその浸水深や危険度に応じて色分けした地図です。自宅がどのハザードにかかっているのか確認してみましょう。

崖崩れ(急傾斜地の崩壊)と落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)

崖崩れ(急傾斜地の崩壊)と落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)

崖崩れ(急傾斜地の崩壊)と落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)

崖崩れ(急傾斜地の崩壊)と落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)

崖崩れ(急傾斜地の崩壊)と落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)ラと落ちてくる(図1)



図1 小石の落石



図2 崖から湧水



図3 山鳴り



図4 川の濁り

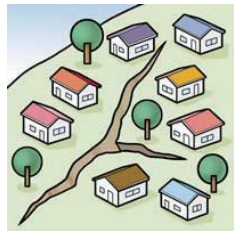


図5 ひび割れ



図6 井戸水等の濁り

水等が濁った(図6)▽池などの水量が急に変わった

災害発生時の情報提供 市では、市ホームページ、市メール配信サービス、防災行政無線で随時情報提供を行います。防災行政無線が聞き取れなかったときは電話応答☎0800・800・0062(無料)をご利用ください。また、避難行動に役立つ「ハザードマップ

め組」(二次元コード参照)をご利用ください。



△二次元コード

土石流:山全体がうなっている音(山鳴り)がする(図3)▽沢や川が濁っている(図4)▽流水が混じっている▽雨が降っているのに沢や川の水が減ってきた(図5)▽地下水や井戸

り、陥没または隆起した(図5)▽地下水や井戸

傍聴にお出かけください 青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会

日時 6月28日(月) 午後1時30分から 会場 市役所議会棟3階第3委員会室 内容 保有個人情報を取り扱う事務についての報告 ほか 定員 5人(抽選) 傍聴受付 当日の午後1時~1時15分に会場入り口で 問い合わせ 文書法制課情報公開文書係

道路の損傷を見つけたら

市の管理する道路(市道)で、路面や側溝などが壊れているのを見つけたときは、住所や付近の目標物、状況等をご連絡ください。 問い合わせ 都市整備部管理課

敷地内の雨水を道路に排出しないでください

敷地内の雨水が道路に排出されると、いっ水や冠水の一因になります。今一度、自宅等の周りを確認してください。 問い合わせ 都市整備部管理課

固定資産税(家屋)の減額・減免制度

住宅改修に伴う減額 住宅の改修に伴う減額には、次の3種類があります。 ①住宅耐震改修 ②住宅バリアフリー改修 ③住宅省エネ改修 減額要件等の詳細は、市ホームページ(記事ID:1012)を参照するか、資産税課へお問い合わせください。 災害で被害を受けた家屋に対する減免 土砂災害、水害、雪害、火災などの災害により、固定資産税が課税されている家屋に重大な被害があった場合は、その程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免される制度があります。ただし、雨どいやガラスなどの軽微な破損は対象となりません。減免を受けるには、現地調査が必要となりますので、資産税課までご連絡ください。 問い合わせ 資産税課家屋係



未登記家屋はご連絡ください

登記申請をしていない建物で、課税の対象となる家屋(未登記家屋)を建てた場合は、ご連絡ください。 次の①②③をすべて満たす家屋は、面積や取得価格に関わらず課税対象となります。 ①外壁が4辺中3辺以上あり、屋根がある ②家屋本来の目的(居住・作業・貯蔵等)を果たす空間が形成されている ③基礎が施工してある プレハブの物置等は課税対象 対象 デッキ等は課税対象外

未登記家屋の所有者変更 未登記家屋の所有者が、相続や売買等で変更となった場合は、市に届け出てください。 ※未登記家屋は、法務局で所有者変更を行うことはできません。 未登記家屋を壊したら 未登記家屋の全部または一部を壊した場合は、所有者の住所・氏名・家屋調査済証に記載された番号(不明な場合は、所在地番・種類・構造・床面積等)をご連絡ください。 問い合わせ 資産税課家屋係

消費者相談室から エシカル消費を存じですか?

エシカル消費とは、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17ゴールのうち、特にゴール12に関連する取り組みで、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。 私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買い物を通して、その課題解決のために何ができるかを考えてみることで、エシカル消費の最初の一步です。 フェアトレード認証商品や障害者支援につながる商品の選択など、人や社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することでより多くの人が持続可能な生活を送れるようになりま。 地産地消、被災地で作られたものを購入、伝統工芸品の購入など、一

Infographic for Sustainable Development Goals (SDGs). It features the text 'SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS' and a grid of 17 icons representing the goals. Below the grid, it highlights Goal 12: 'Sustainable Consumption and Production' (つくる責任 つかう責任) and states that the 17 goals were decided at the UN Summit in 2015, with the aim of ensuring 'sustainable production and consumption patterns'.

消費者相談室から エシカル消費を存じですか? エシカル消費とは、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)の17ゴールのうち、特にゴール12に関連する取り組みで、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。 私たち一人一人が、社会的な課題に気付き、日々の買い物を通して、その課題解決のために何ができるかを考えてみることで、エシカル消費の最初の一步です。 フェアトレード認証商品や障害者支援につながる商品の選択など、人や社会に配慮された商品を見つけて、選んで購入することでより多くの人が持続可能な生活を送れるようになりま。 地産地消、被災地で作られたものを購入、伝統工芸品の購入など、一